顧客等を	代表者等を
当該顧客等しか	当該代表者等しか
当該顧客等が	当該代表者等が
顧客等と	代表者等と
第六条第一項第一号ト	
当該顧客等又はその代表者等	当該代表者等
当該顧客等の	当該代表者等の
当該顧客等若しくはその代表者等	当該代表者等
第六条第一項第一号リからワまで	
当該顧客等	当該代表者等
第六条第一項第一号カ	
当該顧客等（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の適用を受けない者又は同法第十七条第三号に規定する国外転出者に限る。以下カ及びヨにおいて同じ。）又はその代表者等	当該代表者等（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の適用を受けない者又は同法第十七条第三号に規定する国外転出者に限る。以下カ及びヨにおいて同じ。）
当該顧客等の	当該代表者等の
当該顧客等又はその代表者等	当該代表者等
第六条第一項第一号ヨ	
当該顧客等又はその代表者等	当該代表者等
当該顧客等の	当該代表者等の
当該顧客等と	当該代表者等と
第六条第二項各号列記以外の部分	
当該顧客等の現在	当該代表者等の現在
当該顧客等又はその代表者等	当該代表者等
当該顧客等の本人確認書類	当該代表者等の本人確認書類

顧客等に	代表者等に
顧客等（	代表者等（
顧客等を	代表者等を
当該顧客等しか	当該代表者等しか
当該顧客等が	当該代表者等が
顧客等と	代表者等と
第六条第一項第一号リ	
当該顧客等又はその代表者等	当該代表者等
当該顧客等の	当該代表者等の
当該顧客等と	当該代表者等と
第六条第一項第一号ルからヨまで	
［項を加える。］	
当該顧客等	当該代表者等
［項を加える。］	
第六条第二項各号列記以外の部分	
当該顧客等の	当該代表者等の
当該顧客等又はその代表者等	当該代表者等